

平成 27 年度琉球大学法科大学院  
C 日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子

1

民法・商法 [全 450 点中 200 点]

平成 27 年 1 月 31 日 (土曜日)  
9 時 30 分 ~ 11 時 30 分 (120 分)

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部、解答用紙 8 枚、下書用紙 2 枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

## 問題 1 (民法 150 点)

次の【事例】を読んで〔設問 1〕に、【判例 1】及び【判例 2】を読んで〔設問 2〕にそれぞれ答えなさい。

### 【事例】

- 1 Yは、平成 26 年 5 月 1 日、A建設会社との間で、請負代金を 2,000 万円（支払時期は、契約時に 1,000 万円、工事完成時に 1,000 万円）、工事完成時期を同年 9 月末日とする住宅建築の請負契約（以下「本件契約」という。）を締結した。
- 2 Aは、会社の運転資金を捻出するために、工期の途中である同年 7 月末日、Xに対し、工事完成時に支払われるべき 1,000 万円の請負代金債権を 800 万円で売却し、同日、Yは、Xに対し、特に留保を付することなくこの債権譲渡を認める旨述べた。  
なお、Xは、この債権譲渡の際、本件契約は工期の途中であり、自らが譲り受けた債権が未完成工事部分に係る請負代金債権であることを知っていた。
- 3 その後、Aは、同年 8 月中旬頃、それまでは工期を守っていたが、会社の経営に行き詰まり、約半分の工事が未完成な状態で工事を中止するに至った。
- 4 そこで、Yは、同年 9 月 20 日、Aの債務不履行を理由に、本件契約を解除した。
- 5 Xは、同年 10 月 1 日、Yに対し、Aから譲り受けた 1,000 万円の請負代金債権の支払いを請求した。

### 〔設問 1〕 (75 点)

Yは、【事例】の 5 の X から請求に対し、【事例】の 4 の本件契約の解除をもって対抗することができるかという問題について、次の (1) から (3) に答えなさい。

- (1) 【事例】の 2 の下線の事実は、民法 468 条 1 項にいう「異議をとどめない・・・承諾」に該当するかについて、簡潔な理由を付して結論

を述べなさい。(10点)

(2) 【事例】の2の下線の事実の前に「譲渡人に対抗することができた事由」(民法468条1項)があったといえるか(いえる場合にはその内容は何か)、なぜ問題となるのか問題の所在を指摘しつつ、事案に即して論じなさい。(30点)

(3) Yは、Xからの請求に対し、本件契約の解除をもって対抗できるか、(1)及び(2)の検討を前提とし、かつ、民法468条1項の趣旨を踏まえつつ、事案に即して論じなさい。(35点)

**【判例1】(最判昭35・6・17民集14巻8号1396頁)**

<事案の概要>

- 1 Y1は、未登記の本件建物を所有してX1所有の本件土地を不法に占拠していたが、本件建物を未登記のまま第三者に譲渡し、その第三者が本件建物の所有者となった。
- 2 その後、X1は、Y1に対し、本件建物につき処分禁止の仮処分命令を得、その登記のため裁判所の囑託により(Y1が関知することなく)、本件建物につきY1名義の所有権保存登記がなされた。
- 3 そして、X1は、Y1に対し、土地所有権に基づき、建物収去土地明渡等請求訴訟を提起した。

<判旨>

Y1は現実に土地を占拠してXの土地所有権を侵害しているものといふことはできず、X1は、かかるY1に対して、物上請求権を行使して地上建物の収去をもとめることは許されない。

**【判例2】(最判平6・2・8民集48巻2号373頁)**

<事案の概要>

- 1 Aが所有していた本件建物は、Aの死亡によりその妻Y2が相続し、その後、Y2からBに売り渡された。しかし、相続を原因とする

Y 2 への所有権移転登記はなされたものの、Y 2 から B への移転登記はなされず、本件建物は Y 2 名義のままとなっていた。

2 その後、X 2 が本件建物の敷地である本件土地を競売により取得した（X 2 に対抗できる敷地利用権はなかった。）。

3 そこで、X 2 は、建物所有名義人 Y 2 に対し、土地所有権に基づき、建物収去土地明渡請求訴訟を提起した。

<判旨>

他人の土地上の建物の所有権を取得した者が自らの意思に基づいて所有権取得の登記を経由した場合には、たとえ建物を他に譲渡したとしても、引き続き登記名義を保有する限り、土地所有者に対し、譲渡による建物所有権の喪失を主張して建物収去・土地明渡しの義務を免れることはできない。

#### 〔設問 2〕（75 点）

(1) 【判例 1】において「X 1 は・・・Y 1 に対して、物上請求権を行使して地上建物の収去をもとめることは許されない」とされている理由を、所有権に基づく建物収去土地明渡請求権の相手方は誰にすべきかという一般論にも言及しつつ、述べなさい。（30 点）

(2) 【判例 2】は、【判例 1】と逆に、結論として地上建物の譲渡人を相手方とする所有権に基づく建物収去土地明渡請求を認めている。

【判例 1】と【判例 2】との整合性についても検討しつつ、【判例 2】のように解すべき実質的な根拠（必要性）と理論的な根拠（許容性）を検討して述べなさい。（45 点）

以 上

## 問題 2 (商法 50 点)

次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

### 【事例】

1. A株式会社(以下、「A社」という。)は、「スポーツクラブミナコ」という会員制スポーツクラブ(以下、「SCM」という。)を全国各地において運営していた。
2. X株式会社(以下、「X社」という。)は、A社との間で、SCMの法人会員となる旨の会員契約を締結し、A社に対し、会員保証金の5,000万円(以下、「本件預託金」という。)を預託した。本件預託金については、A社よりその据置期間の延長が告知されていたが、これは裁判上認められるものではなく、X社がSCMを退会しその返還をA社に請求すれば返還されるべきものであった。
3. A社はSCMの施設の建設等に伴う多額の債務負担に加え、経済不況の影響から新規会員数の増加がほとんど見込めず、かえって退会する会員が増加していたことから、債務超過の状態に陥っていた。そこで、A社は、下記の分割契約に従い、適法な手続きを経て、受皿会社とするべく新たに設立されていたY株式会社(以下、「Y社」という。)を承継会社とする会社分割(以下、「本件会社分割」という。)を実施した。

### 記

- (1) Y社は、平成26年10月27日付で、A社からSCMの事業を承継する。
  - (2) SCMの会員に対するA社の預託金返還債務は、Y社がA社から承継する権利義務の中に含まれないものとする。
  - (3) 本件会社分割によりA社はY社の発行済株式全部の交付を受ける。
  - (4) Y社は、A社が本件会社分割前にSCMの事業主体を表示する名称として使用していた「スポーツクラブミナコ」の名称を引き続き使用し、SCMを経営する。
4. A社及びY社は、平成26年11月28日、X社を含むSCMの会員全員に対して、本件会社分割によりY社がSCMの事業を承継することになったこと、及び、SCMの会員権をY社の発行する株式へと転換することにより、SCMを株主会員制のスポーツクラブに改組する方針である旨を記載

した書面（以下、「本件書面」という。）を送付し、SCMの会員権をY社株式に転換するように推奨した。もともと、本件書面に添付された改正「SCM会則」には、改正前の会則により会員である者は、Y社の株主として会員になるまでの間も改正前の会則に基づいて会員資格を有し、全国各地のSCM施設の利用権を引き続き保有する旨の定めが設けられている。

**【設問】（50点）**

X社は、平成26年12月5日、本件会社分割による事業の承継に不満を抱いていたことから、Y社に対し、SCMを退会する旨の意思表示を行った上で、Y社に対し、本件預託金の返還を請求した。X社の請求が認められるかについて、会社法22条の規定を踏まえて論じなさい。なお、詐害行為取消権の主張、及び、法人格否認の法理の主張、については検討しなくてよい。

以上

平成 27 年度琉球大学法科大学院  
C 日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子 2

**刑法・刑事訴訟法**〔全 450 点中 150 点〕

平成 27 年 1 月 31 日（土曜日）  
12 時 45 分～14 時 15 分（90 分）

**注意事項**

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 
- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
  - 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
  - 3 この試験では、問題冊子 1 部、解答用紙 6 枚、下書用紙 2 枚を配布します。六法は、貸与します。
  - 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
  - 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
  - 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
  - 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
  - 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
  - 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。
-

## 問題 1 (刑法 100 点)

次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

### 【事例】

1. 同棲中のX男とY子は、遊興費欲しさから、スナックの経営者に睡眠薬を飲ませて眠らせ金品を盗み取ることを計画し、Yが睡眠薬を用意した。
2. 二人は、犯行を容易に実行できそうな店を探すため数軒のスナックを覗いて回り、午前3時過ぎころ、Vの経営するスナックに入り、カウンターに腰掛けた。やがて他の客が帰り、店内にはXらとVの3名がいるだけとなったのを機に、XらはVにもビールを飲むように勧め、Yの誕生日だなどと嘘を言っていわゆる一気飲みを何度もさせ、Vを酔わせるように仕向けた。その間、Yは隙を見てビールグラスに睡眠薬を入れ、これをVに飲ませた。しかし、Vは意識がもうろうとし始めたものの、眠り込むには至らなかった。
3. しびれを切らしたXは、同人に暴行を加えて気絶させた上で金品を奪取しようと思い立ち、いきなり立ち上がってカウンターの中に押し入り、「この野郎、まだくたばらないのか。」などと言ってVの顔面を手拳で数回殴打し、倒れたVの頭部を足蹴りしたため、同人は顔面や頭部に傷害を負い、ついに気絶した。

一方、Yは、被害者が眠らなかった場合に暴行・脅迫を加えてでも財物を奪取するかどうかまでXと事前に話し合っておらず、あくまでも計画の範囲内で犯行が行われることしか予測していなかったため、Xが突然Vを殴り始めたのを見て、あっけにとられ、ただ事の成り行きを見守っていた。
4. Xは、Vが気絶したのを確かめると、レジの中から現金約5万円を抜き出して自己のポケットに収めた。そしてYに向かって「見ていないでお前も一緒に手伝え。」と申し向けた。これを聞いたYは我に返り、Xが金品強奪の目的でVに暴行を加えたのだと気づくとともに、当初の目的を思い出して、カウンターの中に入って引き出しを物色し、Vの財布(Vの運転免許証とA



銀行発行のV名義のキャッシュカードが入っていた。)を発見してこれを奪った。

5. その後、XとYは、店を出て時間を潰した後、コンビニに行き、同店内に設置されていたA銀行の現金自動払い戻し機(ATM)に前記キャッシュカードを差し入れ、前記運転免許証記載のVの誕生日や住所の数字などを手がかりに4桁の暗証番号を推測して入力したが、いずれも正しい番号ではなかったために現金を得ることはできなかった。

**【設問】**

XおよびYの刑事責任を論じなさい。ただし、特別法上の犯罪には触れないでよい。

## 問題 2 (刑事訴訟法 50 点)

次の【事例】を読んで、〔設問〕に答えなさい。

### 【事例】

警察官 P と Q は、ある日の深夜、薬物の取引が頻繁に行われていることで有名な甲公園付近をパトロールしていたところ、P らの姿を見るや、あわてて方向を変えて足早に立ち去ろうとする一人の男（あとで X と判明。以下、「X」という。）を見つけた。そこで、P らは、「ちょっと待ってください。」と声を掛けながら X を追いかけ、X に追いついた。P らは、X に対する職務質問を実施し、氏名、行き先等を確認しようとしたが、X は、質問には答えようとせず、隙をみて逃げ出そうとした。そこで、P が、「待ちなさい。」と言いながら、X の腕を掴んでその場に引き留めようとしたところ、X は、P の腕を振り払い、いきなり P に殴りかかってきたため、P らは、公務執行妨害の罪で X を現行犯逮捕した。

### 〔設問〕

警察官 P の行った下線部の行為の適法性について論じなさい。

以 上

平成 27 年度琉球大学法科大学院  
C 日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子

3

憲法 [全 450 点中 100 点]

平成 27 年 1 月 31 日 (土曜日)  
14 時 30 分 ~ 15 時 30 分 (60 分)

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部、解答用紙 4 枚、下書用紙 1 枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

## 問題（憲法 100点）

次の【事例】を読んで、〔設問〕に答えなさい。

### 【事例】

Aは、天皇と原爆をコラージュにした作品（天皇コラージュ）の制作者である。ニューヨークと東京で「天皇と憲法9条」をテーマにした芸術展を開催した経緯があり、O県でも是非開催したいと、O県立美術館のキュレーター（美術館専門職員）に話を持ちかけた。キュレーターの間では好意的に受け止められ、開催に向けて詰める段階にまで来ていた。

開催に向けて話が進んでいる中で新しくO県立美術館館長に就任したYは保守系の元政治家で特に美術に対する造詣が深い訳ではなかった。O県立美術館の企画運営会議（議長として館長が主宰し、法人Bの執行役員および1人のキュレーター主任で構成されている）の際、Yから天皇コラージュは美術作品としていかがなものか、天皇の象徴としての尊厳を侵すものではないかとの強い意見が出された。結局、Yの強硬な意見に基づき、作品数点を指定した上で、これら作品の非展示を条件に芸術展開催を許可することとなった。Yから、同コラージュの作者であり、かつ「天皇と憲法9条」芸術展開催実行委員会委員のAに対して、指定作品の非展示の条件を受け入れないなら、同芸術展開催を見送るとの口頭連絡がなされた。Aは、芸術展の開催そのものができなくなることをおそれて、渋々承諾し、同芸術祭は、天皇コラージュ作品数点が展示されずに開催された。

XはO県立芸術大学の学生で、近代美術を専攻し、特に写真芸術系に興味を持っていた。

Xは、同芸術展を楽しみにして、初日から鑑賞に訪れたが、お目当ての天皇コラージュ作品を見ることができなかった。Xは非展示となったAの作品について、自己の芸術家としての将来の見本にもなるものと位置づけていただけに精神的にもショックを受けていた。Xはなぜ、芸術展そのものに反対する動きがあるわけでもなく、猥せつでもない芸術作品を鑑賞できないのか、どうしても合点がいかなかった。

### 〔設問〕

本件における憲法上の問題について論じなさい。

以上